

平成 22 年 1 月 29 日

入札参加資格登録業者各位

宍粟市長 田 路 勝

制限付き郵便応募型一般競争入札執行公告書

下記により制限付き郵便応募型競争入札を執行しますから、宍粟市契約規則、入札に関する必要な事項、別添設計図書及び現場等を承知の上、応募されるよう公告します。		
1	工事番号等	宍波地工第212308号
2	件名	波賀サイクリングターミナル真空式温水ヒーター更新工事
3	施工場所	宍粟市波賀町原 地内
4	施工期間又は施工期限	着工の日（原則として契約締結日の翌日）から * 日間 ・ 平成 22 年 3 月 25 日限
5	入札参加資格 (右記の全てを満たすこと)	区分 全市内業者対象
		業種 水道(管) *
		ランク A・B
6	契約条項等を示す場所	波賀市民局地域振興課
7	入札方法	簡易書留郵便に限る。(持参及び普通郵便は認められません。) (必ず検査契約課宍粟市郵便入札専用封筒を使用のこと。なお、当該専用封筒は本庁・各市民局まちづくり推進課等に備え付けてあります。)
8	入札書の提出期限及び提出先	平成22年2月15日(月)午後5時必着 総務部検査契約課
9	開札日時	平成22年2月17日(水) 午前9時00分以降、公告番号順に順次開札します。
10	開札場所	宍粟市本庁舎4階 403会議室 入札参加者または代理人が開札に立ち会わない場合も入札は有効となります。
11	現場説明会	なし
12	入札保証金	免除
13	契約保証金	契約金額(消費税及び地方消費税の額を加算した額)の10/100以上の契約保証金を要します。ただし、200万円以下の契約等にあっては免除することがあります。
14	最低制限価格制度	有り
15	無効となる入札	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
16	入札に関する条件	別紙記載のとおり
17	契約書	市が定めた契約書による。
18	議会の議決	別紙記載のとおり
19	年割支払	なし 各年度における支払予定額は、おおむね次の割合になります。 年度 % 年度 % 年度以降 %
20	前金払	別紙記載のとおり
21	部分払	なし 履行期間中 * 回以内とする。 ただし、市の都合により工期を変更した場合は、部分払の回数を変更することがあります。
22	内訳書の提出	なし

- ・ 開札結果については、予定価格等の他、落札者名及び落札金額並びに入札参加者名及び入札参加者全員の応札金額についても公表いたします。
- ・ 入札参加者及び予定価格の事前公表は行いません。
- ・ 立会委任状は開札に代理人が立会される場合に、会場前の受付で渡してください。(代理人の方は、開札当日に持参してください。)
- ・ 開札結果については、本庁・各市民局の掲示板及び宍粟市ホームページでお知らせします。
この広告は初回の地域限定公募で入札不調となった案件であるため、初回で入札不調となった入札参加者は今回の入札に参加できません。

【入札に参加する者に必要な資格】

- 1 宍粟市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 2 宍粟市の入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- 3 宍粟市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 4 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- 5 建設工事の入札参加者は、建設業法の規定に基づく営業停止処分期間中の者でないこと。
- 6 建設工事の入札参加者は、契約締結予定日において有効な建設業法の規定による総合評定値通知書を有していること。
- 7 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法に基づくものを含む。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）
- 8 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

【入札に関する条件】

- 1 建設工事にあつては工事請負入札書、業務委託にあつては業務委託入札書（以下、これらを総称して「入札書」という。）が書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法により所定の場所に所定の日時までに到着していること。
- 2 入札保証金を納付すべき場合において、所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。（提出なき場合は、入札参加不可。「失格扱い」）
- 3 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- 4 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- 5 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 6 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- 7 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときはこの限りでない。
- 8 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。
- 9 会場での直接入札において代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- 10 入札執行の際に内訳書の提出を指示している場合は、必ず内訳書を提出すること。（提出なき場合は、入札参加不可。「失格扱い」）
- 11 入札の執行回数は1回を限度とし、落札者がいない場合は入札不調とし入札を打ち切ります。
ただし、全者最低制限価格以下の応札により失格となり、入札不調となった場合は、即日指名競争入札として会場入札を実施することがあります。

【入札に関しての注意事項】

- 1 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも市民の信頼を失うことのないよう努めること。
- 2 不正、その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは入札を取り消す事がある。また天災地変等やむを得ない理由が生じた時は、入札の執行を中止することができる。
- 3 入札書に記載する金額は、アラビア数字で表示すること。
- 4 建設工事にあつては、建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず、同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- 5 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事（業務）名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載し、書留郵便等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法による郵送による提出が認められた場合を除き、入札通知書または入札公告書に示している日時及び場所、入札執行職員の手指示に従って直接提出すること。
- 6 入札書を簡易書留郵便によって提出する場合にあつて「宍粟市郵便入札専用封筒」を指定している場合は、これを使用し開札日並びに工事（業務）名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

- 7 入札書（封書）を提出した後においては、入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- 8 「制限付き公募型競争入札」の参加申込後及び「指名競争入札」において入札参加を希望しない場合には、事前に入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- 9 指名競争入札等で貸与した設計図書を返却するよう別途指示があった場合は、その指示方法に従い返却すること。
- 10 同時に2件以上の入札への参加を申し込んだ者で、先の入札で落札が決定された者で市の指定する受注可能件数を満たした場合は、他の入札への参加はできません。

【落札者の決定方法】

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とししないことがある。
- 2 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上ある場合は、後刻（会場での直接入札の場合は直ちに）、当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。なお、落札となるべき同値の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

【議会の議決】

- 1 予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約については、議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、議決を経た後に本契約を締結する。

【契約の締結】

- 1 落札者は、落札決定の日（議会の議決に付すべき契約については、議決の日）から7日以内に契約書又は請書を提出すること。
- 2 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限に該当した場合又は参加制限及び指名停止を受けた場合には、契約（仮契約締結後）にあつては、本契約）を締結しない。
- 3 落札者は、契約締結までに、落札金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。（契約保証金には利息を付さない。）ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要がない。
（1）保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保証書書を提出したとき又は保険会社との間に保証契約を締結しその証券を提出したとき。
（2）契約保証金の納付は当該契約保証金と同額の価値のある国債等、宍粟市が認めたものをもってこれに代えることができる。
- 4 契約金額が1件1千万円以上かつ工期60日以上工事等で保証事業会社と前金払に限り保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4（設計、調査、測量については、10分の3）以上で最高5千万円までの前金払を行う。ただし、工期が2箇年以上にわたる建設工事請負契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内で最高5千万円までの前金払を行う。

【その他】

- 1 建設工事請負契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に（工期が1箇月に満たない場合は、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。ただし、契約金額が100万円未満のときは、当該収納書の提出を省略することができる。
- 2 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でならない場合には、特に注意すること。）
- 3 他の工事または業務を受注したことにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置することができないときは、入札してはならない。
- 4 主任技術者又は監理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（契約日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。
- 5 受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等並びに発注者への報告を怠ったときは、指名停止の対象となる。

番号 宍波地工第212308号

郵便入札用

工事請負入札書

工事名 波賀サイクリングターミナル真空式温水ヒーター更新工事

工事場所 宍粟市波賀町原 地内

入札金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(注) 金額の頭に、¥マークを入れること。

上記の工事については、宍粟市契約規則（平成17年規則第41号）は勿論、契約条項その他関係書類及び現場熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

なお、この入札に関し公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を締結されなくても異存ありません。また、契約締結後であっても公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、一方的に契約を破棄されても異存がないことを誓約します。

平成 22 年 2 月 15 日

宍 粟 市 長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

立会人委任状

私は、_____を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

工 事 名 波賀サイクリングターミナル真空式温水ヒーター更新工事 の
入札（開札）立会いに関する一切の権限

受 任 者	
使用印鑑	

平成 22 年 2 月 17 日

宍粟市長様

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

開札に代理人が立会される場合に、開札当日の受付で渡してください。
(入札参加者または代理人が開札に立ち会わない場合も入札は有効となります。)

平成 22 年 1 月 29 日

入札参加者 各位

波賀サイクリングターミナル真空式温水ヒーター更新工事 に係る質疑について

本日通知いたしました、みだしの入札に係る質疑応答は、下記のとおりといたしますのでご留意ください。

記

1. 質疑は、別紙様式の質疑書により提出してください。

2. 質疑書提出期限

平成 22 年 2 月 5 日 午後1時 期限厳守のこと

3. 提出先

波賀市民局地域振興課FAX(0790)75-3599

4. 提出方法

上記提出先まで持参又はF A Xにて提出してください。

F A Xの場合は上記提出先まで送信した旨を電話連絡してください。
波賀市民局地域振興課TEL(0790)75-2220

5. 回答日及び回答方法

平成 22 年 2 月 9 日 午後1時以降

入札執行広告掲示板にて掲示いたします。

回答は個人宛文書通知は行いません。また、電話での回答も行いませんので必ず掲示板を確認ください。

入札に関する質疑等は上記の指定期間内に行うことといたします。
よって、指定期間外及び入札執行後の質疑等は一切受けませんので
念のため申し添えます。

